一宮軟式野球連盟 規約改正

第1条(名称)

連盟は一宮軟式野球連盟と称する。

第2条(事務所)

連盟の事務局を一宮軟式野球連盟会長が指名する所に置く。

第3条(目的)

連盟は軟式野球の健全な発展を図り、その技術の向上と共に会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条(会員)

連盟の会員は市内に所在するチーム及び連盟の目的に賛同し、担うものを会員とする。 第5条(組織)

- 1. 連盟は一宮体育協会及び愛知県軟式野球連盟に加入し、その組織団体とする。 (愛知県軟式野球連盟に対する場合は、愛知県軟式野球連盟一宮支部と称する。)
- 2. 連盟の事業を遂行するために、局部会及び専門委員会を置くことができる。 総務部(事務局)、審判部、少年(学童・中学)部、OB部、早朝部等 表彰委員会、審議委員会、昇降格委員会等
- 3. 各部の責任者は、部長が務め、各委員会の委員長は委員の互選で決める。
- 4. 連盟の審判部員は、連盟会長から委嘱される。

第6条(加盟及び脱退)

- 1. 会員となるチームは連盟の定める登録申込書に会費を納入し、支部の資格審査を受け、支部登録された時点で会員の資格を得る。
- 2. 会員はその登録事項に異動を生じたときは、その旨を届出なければならない。
- 3. 連盟は次の事項の1つに該当した場合は、脱退させることができる。
 - ア. 連盟の大会規約に違反し、不適格と認めた場合
 - イ. 自ら脱退の意思を表明した場合
 - ウ. 除名の処置を受けた場合

第7条(事業)

連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. 軟式野球大会の開催
- 2. 野球技術の指導
- 3. 審判技術の指導
- 4. 各種軟式野球大会への協力
- 5. その他、連盟の目的を達成するに必要な事項

第8条 (会費及び経理)

- 1. 連盟の経費は次の掲げるもので充てる。
 - ア. 会 費
 - イ. 補助金
 - ウ. 寄付金
 - 工. 参加料
 - オ. その他
- 2. 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9条(役員、理事、監事等)

1. 役 員

会長1名副 会 長2名 以内理事長1名副理事長2名 以内常任理事(総務、審判、少年、OB、早朝部長)5名

会計 1名

- 2. 理 事 20名以内 3. 監 事 2名以内
- 4. 連盟は上記のほかに、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役等を置くことが できる。

第10条(役務)

- 1. 会長は連盟を代表し、会務を総理するとともに会議を務める。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事長は理事会を代表し、大会など会務を司る。
- 4. 副理事長は理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5. 常任理事は各部を代表し、運営を司る。
- 6. 各副部長は部長事故あるときはその職務を代行する。
- 7. 会計は連盟の財務を司る。
- 8. 顧問、参与は連盟の事業に参画する。
- 9. 理事は連盟の事業など参画し運営する。

第11条(評議員)

- 1. 評議員は加盟各チーム代表者1名及び審判部員代表者(役員、理事、監事等以外) で評議員会を構成する。
- 2. 評議員会は、毎年の会計年度終了後2ヵ月以内に召集する。

第12条(役員•理事選出)

- 1. 会長は理事会の決議で定め、評議員会(総会)の承認を得る。 (決議で定めることができない場合は理事会の選挙で決める。)
- 2. 副会長、会計は会長推薦より選出し理事会の承認を得る。
- 3. 理事長、監事は理事の互選で選び、役員会の承認を得る。
- 4. 副理事長、総務部長は理事長が推薦し、役員会または理事会の承認を得る。
- 5. 審判部、少年部、〇B部、早朝部長は各部内の互選で選び、役員会または理事会の 承認を得る。
- 6. 各副部長は各部長が推薦し、役員会または理事会の承認を得る。
- 7. 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役は連盟に功労あった者を役員会で推挙 し、理事会の承認を得る。
- 8. 理事は役員(12名以内)を含む定数30名以内とし、評議員、各部および会長推 は、理事数の3分の1以内とする。

次なるものからの互選、または選出する。

ア. 評議員の推薦をもって構成、10名以内とする。(理事数の3分の1以内) 一般(成人)野球部 3名以内 少年・中学野球部 3名以内 O B 野球部 2名以内 早朝野球部 2名以内

イ、審判部

10名以内 (理事数の3分の1以内)

ウ、会長推薦

10名以内 (理事数の3分の1以内)

第13条(任期•退任)

1. 仟期は2年とする。再仟は妨げない。

但し、上部団体組織の任期期間に相違がある場合、直近の評議員会(総会)にて整 合させる。

- 2. 任期が満了しても後任者が就任までの職務を行う。
- 3. 役員、理事、監事が欠員となった場合、直近の評議員会(総会)にて補充する。 尚、欠員時の補充役員は在任期間に限る。
- 4. 満75歳の仟期をもって退仟とする。

第14条(会議、委員会等)

- 1. 評議員会(総会)、役員会、理事会は会長が招集する。
- 2. 役員会は、正副会長、正副理事長、常任理事、会計、書記で構成する。役員は理事 会に出席し発言はできるが、賛否には参加できない。

3. 理事会は理事長が招集することができる。

定例理事会は、1月、4月、7月、10月に開催する。

但し、臨時理事会を招集する時は、会長の承認を得る。

会長事故ある時は、副会長の承認を得る。

- 4. 評議員会、理事会及び各委員会は会員過半数以上の出席者により成立し、その議決は出席者の過半数以上の賛同をもって決する。
- 5. 各会議、委員会において、賛否同数のときは各会議、委員の長が決める。
- 6. 理事会は、理事の5分の1の賛同あるときは、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。

第15条(事務局)

連盟の事務を処理するため事務局を会長が指定する所に置く。

第16条(その他)

- 1. 連盟の規約は、理事過半数以上の出席者の理事会において3分の2以上の同意を得て、評議員過半数以上の出席者の評議員会(総会)において、2分の1以上の同意を得て変更ができる。
- 2. 一宮軟式野球連盟内部規程を設け、慶弔経費、新審判員の補助、役員、理事、審判等の出張費等については、別表に定め、理事会にて決定する。
- 3. 一宮軟式野球連盟各部規約は、各部の代表意見等を反映し、理事会にて決定する。
- 4. 各大会要綱規定は、各大会担当部長及び審判部長の意見を反映して、運営部にて決定する。
- 5. 規約に定めなき事項については、理事会にて審議決定する。

附 則

本規約は平成21年3月1日より施行する。

本規約は平成25年2月17日より改正する。

本規約は令和 2 年 2 月16日より改正する。

本規約は令和 4 年 2 月13日より改正する。